

令和8年度佐久市ひとり親就業伴走型支援事業委託業務仕様書

- 1 業務名 令和8年度佐久市ひとり親就業伴走型支援事業委託業務
- 2 業務期間 契約日から令和9年3月24日まで
- 3 業務場所 佐久市役所福祉部こども政策課ほか

4 委託業務の目的

佐久市では、これまでひとり親家庭の母又は父に対し、自立支援教育訓練給付金などを交付し、資格取得に関する支援を行ってきたが、実際に就職にどの程度つながっているのか、効果を捉えられていない。

また、介護職の人材不足については、少子高齢化による労働人口の減少に加え、介護業界特有の労働環境が影響しており、本市においても地域課題の1つとなっている。

そこで、地域課題である介護人材の不足を解消するため、介護職を希望するひとり親家庭の母又は父に対し、資格取得から就職までを支援し、ひとり親に寄り添った、伴走型の支援を行うことで、介護人材の育成・確保を目指す。

5 対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父、約1,000名のうち30名程度

6 委託業務内容

(1) 全体計画・募集要項の作成

- ア 全体の業務計画を作成すること。
- イ 本事業における募集要項を作成すること。

(2) 事務局の設置

- ア 受託者は募集に当たっての問い合わせ及び受付、その他事業全般にかかる事務局を置くこと。
- イ 事務局は、土・日・祝日を除く平日9時から17時まで営業すること。
- ウ 事務局の職員について最低1名以上は常駐すること。

(3) 本事業の受講者の募集・説明会の開催

- ア 受講者の募集の周知は、市で行うものとする。ただし、受託者は募集に係るチラシ等の広報物の案を作成し、市へ提供するなど、周知について協力すること。

イ 受託者は、市が確保した会場で受講に関心のある方への事前説明会を開催すること。

(4) 研修の内容の企画

受託者は以下のとおり、研修を実施する。市内の会場において、研修を実施すること。

なお、会場の予約については、受託者で行うものとする。なお、市の公共施設を使用する場合で、会場使用料の減免に該当になる場合は、市で減免手続きを行うものとする。

ア エントリーコース(仮称)

(ア)対応内容及びコース

介護や認知症の基礎を学んだ上で、レクリエーションの実践ができる人材を目指すコース

a 導入研修

b 介護の基本

c 認知症介護基礎

d レクリエーション介護士2級相当

(イ)標準学習時間 40 時間～50 時間程度

(ウ)定員 25 名程度

イ スタンダードコース(仮称)

(ア)対応内容

介護の初級から中級程度の研修(介護初任者研修)を学んだ上で、レクリエーションの実践ができる人材を目指すコース

a 導入研修

b 介護初任者研修

c レクリエーション介護士2級相当

(イ)標準学習時間 130 時間～150 時間程度

(ウ)定員 5 名程度

ウ 感染症その他やむを得ない事由により、対面実施を予定していた講座の実施が困難となった場合は、市と協議し対応すること。

エ エントリーコース・スタンダードコース双方において、導入研修やレクリエーション介護士研修における講座等、同一内容の講座がある場合は、一体的に実施するなど効率的に研修を実施すること。

オ エントリーコース・スタンダードコース双方において、代替講座を用意する等、急遽欠席した受講者が講座を履修できるよう、配慮を行うこと

カ コースの名称は、契約の締結後、市と受託者協議の上、決定する。

(5) 就職への斡旋

受託者は、受講者が市内介護事業所へ就職できるよう斡旋を行う。就職の斡旋にあたっては、必要な厚生労働大臣の許可を得ること。

ア 市内介護事業所との事前調整

就職先となる市内介護事業所を検討し、各事業所との事前調整を行うこと。なお、介護事業所の検討に当たっては市も協力するものとする。

イ 受講者の就職

(ア) 受講者の就職に当たり、希望先の介護事業所との仲介を行うこと。

(イ) 就職希望先の介護事業所が極端に偏らないよう、可能な限り平準化を図ること。

(ウ) 就職に当たっては、試用期間を設け、その後本採用となることを想定しているが、各介護事業所の意向により柔軟に対応すること。

(エ) 受講者と定期的に面談を実施し、就職に当たっての相談を受け、支援すること。

(6) 事業完了報告書の提出

受託者は、前項目(1)から(5)までの業務事業完了後、委託業務期間中に実施した業務の実績報告書を作成し、令和9年3月24日までに電子データにより提出すること。

実績報告書には、研修受講者数、受講修了者、就職先介護事業所など、報告時点での事業の成果を記載すること。

7 著作権等の取扱

(1) 受託者が本事業の遂行にあたり使用した教材や独自に提供する資料等受託者が所有しているモノやノウハウ等により生じた著作物(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。)は、受託者に帰属するものとする。

(2) 本事業の遂行にあたり、受託者が作成した資料等のうち、前項目(1)に該当するもの以外の著作物(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。)は、佐久市に帰属するものとする。

(3) 著作権の帰属に疑義があるときは、双方の協議によって帰属を決定するものとする。

(4) 受託者が作成した資料等は、原則他の事業における利用を控えること。なお、相手に著作権のある資料等をやむを得ない理由等で利用する必要がある場合は、あらかじめ相手へ協議の上了承を得ること。ただし、市や受託者が従前から権利を有する著作物等についてはこの限りではない。

8 その他

(1) 企画・運営の詳細については、市と協議の上、決定すること

(2) 台風等の自然災害等により受講者の安全が確保できないと市が判断した場合には、研修(見学実習含む)を中止又は延期する。その場合、受講者と実習先への周知、講師への連絡・振替の調整等は、受託者が行う。

(3) 公共交通機関の大規模障害等が発生し(または発生が見込まれる場合も含む)、受講

者・講師等が会場へ赴くことが困難となる事象が生じた場合の対応についても、受託者は前項目(2)の事象発生に準じた対応を行うこととする。

(4)個人情報の取扱には十分に注意を図り、流出・損失が生じないようにすること。

(5)この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、市と受託者で協議により進めること。